

令和三年五月二十八日提出
質問第一四九号

東京五輪選手団及び役員等に対する医療提供体制の整備に関する質問主意書

提出者 岡本充功

東京五輪選手団及び役員等に対する医療提供体制の整備に関する質問主意書

菅総理は令和三年五月十日の衆議院予算委員会での答弁で「国民の命と健康を守り、安全・安心な大会が実現できるよう全力を尽くすことが私の責務である」旨答弁している。そこで質問する。

一 総理が自身の責務とする「安全・安心な大会」とは具体的にどのような大会を意味するのか問う。

二 新型コロナウイルス（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下において同じ。）の新規感染者が五輪に参加する選手や役員などから確認された場合、どこの保健所が濃厚接触者の確認を行い、具体的に入院などの指示を行うのか。またその際、病床が逼迫していた場合などにおいて、日本国内居住者と同様に選手村での待機や保健所が指定するホテルでの療養となることもあり得るのか答弁を求める。また、ホテル療養があり得るとすれば、選手の宗教やアレルギーなどに考慮した食事の提供ができる体制が整っているのか答弁を求める。

三 五輪開催にあたり、あらかじめ五輪に参加する選手や役員向けに病床を確保する予定はあるのか。

また、病床確保について都道府県知事に要請したり意見を聞いたりしているのか答弁を求める。あらか

じめ病床確保について協力する旨の申し出をしている都道府県はどこか答弁を求める。

四 五輪参加選手もしくは役員と、日本国内居住者が新型コロナウイルス感染症に感染し、同時に入院を必要とする病状となったときに空床が一つしかない場合、どちらを優先して入院させるのか。五輪参加選手であることや役員であることは考慮せず、基礎疾患の有無などを考慮して決めることになるのか答弁を求める。

五 選手のけが等での救急搬送の要請があつた場合、搬送する病院の決定に当たっては、五輪会場に配備される救急車に限定した、一般とは異なる病院決定の方法を想定しているのか、政府の承知しているところを問う。

右質問する。